

公 告 第 8 6 3 号

令和 6 年 2 月 1 6 日

被保険者 様

東海地区石油業健康保険組合

理事長 山本 浩嗣



令和 6 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 4 7 条第 2 項（任意継続被保険者の標準報酬月額）の定めにより当健康保険組合の令和 5 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）及び令和 6 年度の標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

記

- |                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 1. 令和 5 年 9 月 3 0 日現在の平均標準報酬月額 | 3 5 0, 6 7 8 円                     |
| 2. 令和 6 年度における標準報酬月額           | 3 6 0, 0 0 0 円                     |
| 3. 適用期間                        | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで |

以上